

障害者雇用促進法改正に伴う政省令等の主な改正事項

1. 企業グループ特例、事業協同組合等算定特例等（平成 21 年 4 月 1 日施行）

- 企業グループ算定特例における関係子会社が雇用すべき身体障害者又は知的障害者である労働者の数【告示】
- 事業協同組合等算定特例における事業協同組合等が雇用すべき身体障害者又は知的障害者である労働者の数及び労働者総数に対する割合【告示】
- 事業協同組合等算定特例における特定事業主が雇用すべき身体障害者又は知的障害者である労働者の数【告示】
- 事業協同組合等算定特例の対象となる組合【省令】
- 企業グループ算定特例及び事業協同組合等算定特例の認定等の権限【省令】
- 障害者雇用調整金の分割支給の手続【省令】

2. 短時間労働者の雇用率カウント（平成 22 年 7 月 1 日施行）

- 雇用率制度の適用にあたり、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者等を 0.5 人分と算定すること【省令】

3. 障害者雇用納付金制度の適用拡大

- 新たに障害者雇用納付金制度の適用対象となる事業主に係る、施行後 5 年間の障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金の金額【省令】
 - ・ 雇用労働者数が 201 人以上の事業主：平成 22 年 7 月 1 日施行
 - ・ 雇用労働者数が 101 人以上の事業主：平成 27 年 4 月 1 日施行